

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経過

（1）公文書の開示請求

異議申立人は、佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して、「佐賀商工共済協同組合に関連した訴訟に関連した井本勇前知事の資産についての資料の全て」についての開示請求（以下「本件開示請求」という。）を平成23年9月9日に行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として特定した公文書（以下「本件公文書」という。）の全部を非開示とする、公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を平成23年9月20日に行い、異議申立人に通知した。

（3）異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成23年11月17日に実施機関に対して異議申立てを行った。

3 実施機関が行った本件処分の理由の要旨

（1）条例第6条第2号該当性

本件公文書に記載されている情報は、井本勇前知事（以下「前知事」という。）の資産に関する情報である。

前知事は、平成15年4月に知事職を退任した後は、「政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例」の適用は無く、一般県民と同様、その保有する資産をみだりに公開されるものではない。

ちなみに、債務名義を有している債権者が、債務者の資産について確定的に把握できる法制度は、民事執行法に基づく「財産開示手続」のみであるが、この手続も、

- ・ 判決が確定していなければならない（債務名義の制限）

- ・ 強制執行等における配当等の手続において、申立人が金銭債権（被担保債権）の完全な弁済を得ることができなかったことを疎明しなければならない

等の要件があり、債務者のプライバシーを過度に侵害しないような法制度とされている。

以上、個人の資産に係る情報は、秘匿性の高い個人情報であり、条例第6条第2号の規定に基づき、非開示の決定を行った。

(2) 条例第6条第6号該当性

本件開示請求の時点では、前知事との間の訴訟は福岡高等裁判所において審理中であった。

前述のとおり、判決が確定していない時点において、県が前知事の資産を確定的に把握するための法制度はなく、任意での調査にとどまる。

この任意調査の手法及び情報提供元を開示することは、情報提供元と前知事との信頼関係を損なわせることとなるのは当然である。また、県としても、情報提供元に対し、その情報を開示することについて承認を得ておらず（従って認諾を得ておらず）、開示することによって県の信用も失墜することとなる。

また、仮に、県が今後同種の調査依頼を行う場合に、調査への協力が得られなくなる可能性があり、事務の円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、条例第6条第6号の規定に基づき、非開示の決定を行った。

4 異議申立ての理由の要旨

(1) 条例第6条第2号及び第6号該当性

本件開示請求に対する対象公文書としては、前知事の保有する金品や不動産の目録のように前知事個人の財産を直接に記録したものから、資産調査の手法についての資料、あるいは県が部内で試算した前知事からの回収可能額を記した文書のように、前知事の個人資産を直接に記録したとは言えないものまで、幅広い資料を想定している。その中には、条例第6条第2号及び第6号に該当しない資料や情報も存在するはずである。にもかかわらず、県が一律に全ての資料を非開示としたのは、公文書の部分開示を定めた条例第7条に違反しており、違法かつ不当である。

(2) 条例第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的開示について

仮に異議申立人が請求した全ての資料が、条例第6条第2号及び第6号に該当するとしても、本件開示請求は、商工共済協同組合問題の報道により公

益を実現することを目的としている。

この問題は多くの県民の関心事であり、県に巨額の損失を生じさせた重大事件である。県が一度失った公金を埋め戻すことができるかどうかは、前知事への求償権行使の推移にかかっている。また、前知事について言えば、知事の職務という重責を担っていた公人の責任が問われている問題という側面もある。県も、前知事への求償や提訴を表明した際には、古川康知事が自ら記者会見をするなど、この問題に対する取組を県民に対して広く説明しようとしてきた。

これらの重大性に鑑みれば、前知事からいくらの金額を回収できるのかを一刻も早く明らかにし、この問題及び問題に対する県の姿勢について、考える材料となる情報を県民に提供することは公益にかなう。

また、県は既に、追加訴訟に見合う金額の回収が見込めないことを理由に、前知事の追加起訴を見送り、約6.5億円という巨額の求償権を放棄している。このような重大な判断をしておきながら、その判断の根拠となる回収見込み額や資産調査結果について、一切明らかにしないのであれば、県がとった行為の適否を県民がチェックする機会が失われてしまう。そのようなことは許されるべきではない。

以上の理由から、異議申立人が開示請求した事項については、公益上の理由による開示を定めた条例第9条に従って、開示されるのが相当である。

5 審査会の判断

審査会は、実施機関の理由説明書及び異議申立人の異議申立書の内容を踏まえて審査した結果、次のように判断する。

(1) 本件開示請求の趣旨及び対象公文書の特定

本件開示請求において、異議申立人は、請求書の「請求する公文書の件名又は内容」の欄に、「佐賀商工共済協同組合に関連した訴訟に関連した井本勇前知事の資産についての資料の全て」と記載している。

この点、異議申立人は、本件異議申立ての手續において「前知事の保有する金品や不動産の目録のように前知事個人の財産を直接に記録したものから、資産調査の手法についての資料、あるいは佐賀県が部内で試算した前知事からの回収可能額を記した文書のように前知事の個人資産を直接に記録したとは言えないものまで、幅広い資料を想定している。」と主張していることから、審査会が本件開示請求に係る対象公文書の範囲について実施機関の職員に確認したところ、前知事が保有する資産そのもの（どのような資産をどの程度保有しているのか）についての情報の請求と考えた上で本件公文書を特定したと説明していて、本件開示請求についての実施機関の考え方と

異議申立人の主張との間に齟齬がある。

そこで、まず、実施機関における本件開示請求に係る対象公文書の特定の妥当性について検討することとする。

本件開示請求のように、請求する公文書について具体的な名称が記載されずに請求された場合には、請求書の「請求する公文書の件名又は内容」の欄に記載された内容に基づいて、通常含まれると考えられる公文書が特定されるべきであり、かつそれで足りるといふべきである。なお、記載された内容が漠然としていてそのような特定すらできない場合は請求者に対して補正を求めることによって、特定されることになる（条例第8条第2項）。

本件開示請求に係る請求書においては、「資産についての資料の全て」という記載内容になっていて、「資産調査に関する資料の全て」等と記載されているものではないことから、通常は請求対象の公文書を「資産そのものについての情報を記録した公文書全ての請求」とみる方が自然であって、異議申立人が本件異議の手續の中で主張するように、本件開示請求を「資産調査の手法や試算した回収可能額等の情報を記録した公文書までを含めた請求」であったとみることは通常できない。

したがって、実施機関が本件開示請求の趣旨を前知事の資産そのものについての情報を記録した公文書の請求と考えて、本件公文書を特定したことは妥当である。

（2）本件公文書に記録された情報の非開示情報該当性について

審査会で本件公文書を確認したところ、関係機関に対して任意で行われた前知事の資産に関する情報の提供依頼（以下「本件情報提供依頼」という。）を受けて、それらの関係機関が回答した文書及びそれらの文書に記録された情報を転記・整理した一覧表が、本件開示請求に係る対象公文書として特定されている。

本件公文書に記録されている情報の種類は、公文書ごとに必ずしも共通ではないが、全体として

- ① 前知事個人に関する情報（住所、氏名、電話番号、資産に関する情報等）
- ② 本件情報提供依頼を受けた機関及びその回答内容に関する情報（機関の名称、担当者名、連絡先、印影、回答内容、文書番号等）
- ③ 本件情報提供依頼の手法に関する情報（情報提供依頼の根拠等）
- ④ その他の情報（文書の日付、本件情報提供依頼を受けた機関からの回答内容を集計した一覧表の「表題」、項目番号、敬称等）

が記録されている。

まずはこれらの情報の非開示情報（条例第6条第2号及び第6号等）該当性について個別に検討する。

① 前知事個人に関する情報について

ア. 第2号該当性

まず、氏名、住所、電話番号については、本来「特定の個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの」であるが、実施機関が前知事の資産について調査を行っていることは既に公表された事実であることから、前知事の氏名のみは、同号ロ「公表することを目的として作成し、又は取得した情報」であり、第2号には該当しない。

資産に関する情報については、個人のどのような資産がどこに有るのか（あるいは無いのか）という個人に関する情報であるところ、当該情報のみでは、必ずしも特定の個人を識別できる情報ではないが、本件開示請求が前知事の資産という前提でなされている以上、全体として特定の個人（前知事）を識別することができることから、第2号に該当する。

イ. 第6号該当性

いずれも該当するとは認められない。

② 本件情報提供依頼を受けた機関及びその回答内容に関する情報について

本件情報提供依頼に対し、どの機関がどのように回答したかについては、一体的な情報と考えられることから、まとめて検討することとする。

ア. 第2号該当性

本件情報提供依頼を受けた機関の担当者名は、所属する機関名と照合することにより、特定の個人を識別することができるということから、第2号に該当すると認められる。

イ. 第6号該当性

本件情報提供依頼は、前知事を相手として新たに争訟手続を行うかどうか判断するために必要な情報を収集する目的で行われたことから、本件情報提供依頼を受けた機関及びその回答内容に関する情報は第6号にいう「県の機関等が行う争訟に関する情報」の部分に該当すると認められる（この点、異議申立人も本件開示請求において「訴訟に関連した」という請求を行っている。）。

そこで、さらに、第6号にいう「開示することにより当該検査等若しくは同種の検査等を実施する目的を失わせ、これらの検査等の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じ、又はこれらの検査等に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの」の部分に該当するかについて検討する。

特定の個人の資産に関する情報を保有する機関においては、当該情報が個人の資産情報という、一般に保護すべき価値が非常に高いとされるものであることから、その外部への提供については特に慎重に取り扱っている

ところであり、本件情報提供依頼を受けた機関は、本件情報提供依頼に対してそれぞれの判断で回答していることに照らすと、少なくとも、本件情報提供依頼を受けた機関が依頼に対して回答するにあたっては、当該依頼の目的の範囲内で回答内容が活用されるものと信頼し、実施機関においてもそのような目的の範囲内でのみ回答内容を活用するべくこれを入手しているものと考えられる。仮にこのような回答内容が情報公開の対象となりうるとすれば、情報提供依頼に応じて回答した機関は、その後、回答することに慎重になり、協力を控えるなどの対応をすることも十分に想定される。

そのような事態になれば、実施機関における今後の争訟事務において同種の情報提供依頼がなされた場合、より正確な事実確認が困難になり、争訟事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められ、また、本件公文書に記載された本件情報提供依頼を受けた機関の回答内容を開示することにより、当該機関と実施機関との信頼関係が著しく損なわれるおそれがあると認められる。

したがって、本件情報提供依頼を受けた機関の名称及びその回答内容に関する情報は、第6号に該当する。

ウ. 第3号該当性

上記のとおり、本件情報提供依頼を受けた機関の名称及びその回答内容に関する情報は、開示することにより本件情報提供依頼を受けた機関にとっても明らかに不利益を与えると認められることから、これらの情報は、第3号（法人等に関する情報のうち、開示することにより、当該法人等に明らかに不利益を与えると認められるもの）にも該当する。本件情報提供依頼を受けた機関の印影についても、本件情報提供依頼に対して回答をなすにあたって使用された当該印影が当然に公にされているとみることはできないことから、法人等に関する情報であって、開示することにより当該法人に明らかに不利益を与えると認められ、第3号に該当する。

③ 本件情報提供依頼の手法に関する情報について

ア. 第2号該当性

いずれも個人に関する情報ではなく、第2号に該当しない。

イ. 第6号該当性

実施機関は前知事に対して新たに争訟手続を行うかどうかという判断をするにあたって、前知事の保有資産について可能な限り正確に把握する必要があったが、本件情報提供依頼がなされた時点において、実施機関が前知事の資産について確定的に把握できる法制度はなかった。

本件情報提供依頼はこうした状況の中で行われたものであるが、その手

法が開示されると、今後、実施機関において新たに争訟手続を行うことの可否を検討するために同じ手法で関係機関に情報提供を依頼する場合に、当該争訟手続の相手方となる者が、開示された情報をもとにその保有する資産を実施機関に把握されないよう対策を講じることも想定される。

このようなことになれば、相手方の保有資産のより正確な把握が困難となり、実施機関が行う争訟事務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められることから、本件情報提供依頼の手法に関する情報は、第6号に該当する。

④ その他の情報について

文書の日付や表題、項目番号、敬称等の事務処理上の情報にすぎないことから、第2号及び第6号のいずれにも該当しない。

(3) 条例第9条の規定に基づく公益上の理由による裁量的開示について

異議申立人は、本件公文書を開示することによって、「前知事からいくらの金額を回収できるのかを一刻も早く明らかにし、この問題及び問題に対する県の姿勢について、考える材料となる情報を県民に提供することは公益にかなう。」「県は既に、追加訴訟に見合う金額の回収が見込めないことを理由に、前知事の追加起訴を見送り、約6.5億円という巨額の求償権を放棄している。このような重大な判断をしておきながら、その判断の根拠となる回収見込み額や資産調査結果について、一切明らかにしないのであれば、県がとった行為の適否を県民がチェックする機会が失われてしまう。」とし、条例第6条第2号又は第6号に該当するとしても、第9条に基づき公益上の裁量開示をすべきと主張しているため、この点についても検討する。

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第6条第1号の情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるときは、請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しているが、この他、条例第6条各号（第1号を除く。）においても、例えば個人に関する情報や法人等に関する情報のように、個人を識別できる情報や法人に明らかに不利益を与えると認められる場合であっても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することの公益上の必要性を比較衡量することにより、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要である場合には、開示することとなっている。

この第6条の規定とは別に第9条が規定されている趣旨は、第6条各号（第1号を除く。）によっては非開示とすべき情報であっても、公益上の必要性が特に認められる場合にこれを優先して開示が許される場合があり得ることを例外的に認めるものである。

本件公文書における非開示情報（第2号該当）の中の前知事の資産そのも

のに関する情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（同号ハ）に該当するとは認められないし、なおも公益上の必要性を特に優先するべき場合であるということもできない。

また、第6号に該当する情報についても、保護されるべき利益との比較衡量において、異議申立人の主張にある公益上の必要性の方が特に上回るとはいえない。

したがって、実施機関が第9条に基づいて公益上の理由により裁量開示を行うべきということとはできない。

（4）本件公文書の部分開示について

さらに、異議申立人は、「一律に全ての資料を非開示としたのは、公文書の部分開示を定めた条例第7条に違反しており、違法かつ不当である。」と主張しているので、この点についても検討する。

条例第7条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に、非開示情報及びそれ以外の情報が併せて記録されている場合において、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前条の規定にかかわらず、非開示情報に係る部分を除いて、当該公文書の開示をしなければならない。」と規定しているが、これは1つの公文書の中で非開示事由に該当するものがあることを理由として、本来、開示すべき情報まで非開示にすることは許されないことを念のために明確にして、非開示事由に該当する部分を除いたその余の部分を開示することを実施機関に義務付けているにすぎない。

それゆえ、この規定でいう「容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができる」とは、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また、時間、経費等から判断して容易であり、かつ、非開示事由に該当する部分を分離した残りの部分の開示であっても、開示を受けることについて通常は有意性があると判断される場合をいうものと解するべきである。すなわち、同条は、実施機関に対して、非開示事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化して、有意な情報とはいえない残りの部分のみをあえて開示することまでも義務付けているものではない。

本件公文書に記録された情報については、前記（2）で既に検討したとおり、ほとんどの情報が条例第6条第2号又は第6号等に該当し、一方、非開示事由に該当しない情報は、（2）①のうち前知事の氏名や（2）④で検討した文書の日付等のその他の情報であって、通常はそれ自体有意な情報とは認められない情報である。

したがって、実施機関が、本件公文書を部分開示しなかったことについて、条例第7条の規定に反しているとはいえない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 23 年 11 月 28 日	・ 実施機関からの諮問書を受理
平成 23 年 12 月 7 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理
平成 23 年 12 月 28 日	・ 異議申立人からの意見書提出期限（提出無し）
平成 24 年 1 月 16 日 （平成 23 年度第 7 回審査会）	・ 審 議
平成 24 年 1 月 26 日 （平成 23 年度第 8 回審査会）	・ 審 議
平成 24 年 2 月 27 日	・ 答 申

（参考）

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
井上 禎男	福岡大学法学部准教授	
小野 壽子	税理士	
原 まさ代	(社)全国消費生活相談員協会参与	
松尾 弘志	弁護士	会長

（答申日現在）